

令和 7年 10月 1日

介護予防支援事業重要事項説明書

あなたに対する介護予防支援サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。また、未認定の方でも、暫定でのサービス利用が可能となる場合があります。

1. 居宅介護支援事業所しおさいの概要

(1) 介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所しおさい
所在地	島根県大田市仁摩町天河内831
介護保険指定番号	介護予防支援 (3271700027号)
サービスを提供する 通常の事業の実施地域 ※	大田市仁摩町、五十猛町、静間町、長久町、大森町、 水上町、大屋町、温泉津町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制、職務内容

職名／人数	職務内容
管理者 1名	介護予防支援事業の統括に関すること
介護支援専門員 1名以上	介護予防支援業務を行う

(3) 営業日及び時間

月曜から金曜 : 午前8時30分から午後5時30分まで

※ 12月29日から1月3日、土曜日、日曜日、国民の祝日は休業します

※ 24時間365日対応致します。

営業時間外は電話にて相談受付致します。必要に応じて受付担当者より当番の介護支援専門員へ連絡し対応致します。

但し、関係機関の営業時間等により翌日以降の対応となる場合がございます。

電話番号 0854-88-9138

2. 事業の目的

介護予防支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等に対し、適正なサービスを提供すること

を目的とします。

3. 運営の方針

1. 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様なサービス提供者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
3. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が、特定の種類、又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公平、中立に行います。
4. 利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修等を実施します。
5. 事業の運営に当たっては、保険者、地域包括支援センター、他の指定介護予防支援事業者等との連携に努めます。

4. 介護予防支援の提供方法及び内容

1. 支援の内容は、介護予防サービス計画を作成することとし、介護予防支援の提供に当たっては次のとおりとします。
 - (1) 介護予防サービス計画の担当を設置します。
 - (2) 指定介護予防サービス事業者等の名簿、サービス内容利用料等の情報を提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
 - (3) 利用者の有する能力、置かれている環境などの評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握します。
 - (4) (3)の課題把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。この場合、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ます。
 - (5) (3)で把握された解決すべき課題に基づき、介護予防給付等の対象サービスを提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、留意点を盛り込んだ、介護予防サービス計画の原案を作成します。
 - (6) 担当者会議の開催、照会などにより、介護予防サービス計画の原案に位置付けたサービス担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
 - (7) 利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、利用料などについて説明し、文書により同意を得ます。
 - (8) 介護予防サービス計画の作成後においても、利用者、家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて、介護予防サービス計画の変更、事業者との連絡調整、その他の便宜を提供します。
 - (9) 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められ、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定申請の援助を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供します。
 - (10) 介護保険施設等から退院、退所しようとされる利用者から依頼があった場合

には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、介護予防支援計画の作成などの援助を行います。

(11)利用者が医療サービスの利用希望のある場合やその他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。

(12)介護予防支援計画に医療サービスを位置づける場合には、主治医等の指示がある場合に限り行います。医療サービス以外の介護予防サービス等については、主治医等の留意事項があればこれを尊重して行います。

5. 利用料金

(1) 利用料

介護予防支援サービス利用料金は、別紙のとおり厚生労働大臣が定めた基準額に準じた額です。

ただし、法定代理受領により事業者の介護予防支援サービスに対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、一旦、要介護度ごとに1ヵ月あたりに定められた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市や町の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます場合があります。

※ サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更できるものとします。

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方は無料です。

(大田市仁摩町、五十猛町、静間町、長久町、大森町、水上町、大屋町、温泉津町)

6. サービス利用に関する留意事項

(1) 担当者

- ・サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- ・職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。
- ・介護支援専門員一人当りの担当利用者数は40名を標準としています。

(2) 介護支援専門員の交代

- ・事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。その場合には、事前に通知します。介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。
- ・選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

(3) サービス事業所の選択

- ・介護予防サービス計画に位置づけられたサービスを提供する場合、サービス事業所の選択は、利用者及び家族が選択しやすいように情報を提供して行います。
- ・利用者及び家族は、複数のサービス事業所の紹介を求めることができます。
- ・利用者及び家族は、当該サービス事業所を介護予防サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

(4) 入院時における医療機関との連携促進

- ・利用者の入院時には、医療機関との連携促進のため、担当介護支援専門員の氏名等を入院先連携機関に提供していただきますようお願いします。

(5) 会議や多職種連携におけるICTの活用

- ・感染防止や多職種連携の促進の観点から、各種会議等について、テレビ電話等を活用して実施する場合があります。なお、利用者が参加して実施するものについては、利用者の同意を得た上で行います。

(6) その他

- ・他の利用者や職員に対して、人権を著しく傷つけるような言動や行為、ハラスメント行為はお止め下さい。なお、これに反した場合は、ご利用を中止させて頂くことがあります。
- ・ハラスメント行為とは以下のように定義します。
 - ① 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為。(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)
(例) ○ものを投げつけられる ○蹴られる ○唾を吐きかけられる
○服を破られる ○杖や手でたたかれる ○手をひっかく、つねられる
○首を絞められる 等
 - ② 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
(例) ○怒鳴られる ○威圧的な態度で文句を言われる ○刃物をちらつかせる
○理不尽なサービス要求 ○特定の職員への嫌がらせ 等
 - ③ セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。
(例) ○必要もなく手や腕を触られる ○抱きしめられる ○性的な話をされる
○卑猥な言動を繰り返す ○服に手を入れられる 等

(7) 虐待防止対策について

- ・利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針の整備

8. 介護サービス情報の公表について

介護サービス情報及び認知症に係る事業所の取組状況については、厚生労働省「介護サービス情報公表システム」で公表されています。

9. 秘密の保持について

サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密は正当な理由がない限り第三者にもりません。契約終了後も引き続きもりません。

利用者の個人情報や利用者家族の個人情報は文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等に用いせん。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村や利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

11. 仁摩福祉会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 仁摩福祉会
代表者役職・氏名	理事長 石橋 秀利
所在地	島根県大田市仁摩町仁万843 電話番号：0854-88-9141

令和 年 月 日

介護予防支援の提供にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 名称 居宅介護支援事業所しおさい
介護予防支援（島根—3271700027）
管理者名 鍋田 潤 ⑩

担当者 _____

説明者 所属 居宅介護支援事業所しおさい
氏 名 ⑩

私は本書面により、事業者から介護予防支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所
氏 名

代理人（続柄： ）
住 所
氏 名

別紙 1

現在厚生労働大臣が定めている介護予防支援費は、以下の通りです。

介護予防支援費Ⅱ	1月につき4,720円
各種加算	① 初回加算 3,000円 (新規に介護予防サービス計画を作成した場合、該当月に算定) ② 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 1月につき236円(支援費の5%) (事業所の通常の事業実施地域を超えた中山間地域(大田市内)に居住する利用者へサービス提供した場合) ③ 特別地域居宅介護支援加算 1月につき所定単位数の15%